## アウトリーチ人権講座 in 東熊本キリスト教会

今回は、日本バプテスト連盟(大牟田・熊本・南九州ブロック地方連合)「信教の自由を守る集会」において「信教の自由を考える」と題する講演を行いました。会場には30名ほどの方が集まり、10代から80代と幅広い年齢層の方が市民参加型のリカレント事業に参加してくれました。今回、ご依頼くださった東熊本キリスト教会は熊本市水前寺に位置するプロテスタントの教会(HP参照)です。アメリカにおける今日のBML運動や人種差別への抵抗表現の歴史を学んできた身としては、「プロテスタント」と言えば、公民権運動のキング牧師や、時代は遡りますが宗教を利用しようとしたナチズム・ヒトラーへの抵抗運動・バルメン宣言(寺園喜基『カール・バルト《教会教義学》の世界』(新教出版社、2023年)19、46頁、雨宮栄一『バルメン宣言研究』(日本キリスト教団出版局、1975年))、あと「プロ倫」(マックス・ウェーバー・大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(岩波書店、1989年)317頁)を連想します。重厚な歴史を感じさせるウェーバーみたいな髭を想像し緊張していたのですが、出迎えてくれた牧師はとても若々しく朗らかな人物で心優しい対応に気持ちよく講演することができました。有難うございました。講演では、国民の一人一人が、



「精神」の自由を手にしていることを強調し、写真の壇上で、日本国憲法 20 条により「信じる自由」と「信じない自由」が保障されていることを解説しました。憲法学において「宗教とは『超自然的、超人間的本質(すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、霊等)の存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為』をいい、個人的宗教たると、集団的宗教たると、はたまた発生的に自然的宗教たると、創唱的宗教たるとを問わず、すべてこれを包含するもの(津地鎮祭事件名古屋高裁昭和 46 年 5 月 14 日判決)」であると解説し、それを選び取る「精神」の自由が保障されていることと、

この選択の自由を支配する暴力が干渉してはならないこと、さらに国家権力が干渉してはならないことを解説 しました。また国家的干渉を制度として保障する政教分離(国教樹立禁止)原則についても解説しました。

また、今回の「信教の自由を守る集会」の背景には非常に興味深い憲法問題が横たわっていることにもふれま した。超自然的・超人間的本質とは、人間知性では証明することのできない情報を含みます。つまり神代の物 語・神話もこれに含まれます。かつて政府は、討幕の後、建国神話に基づく政治を強行しました。1868(明 治 1)年の神仏分離令によって廃仏毀釈運動を激化させ、1873(明治 5)年の太政官布告 334 号により、太陰 太陽暦(旧暦)から太陽暦(グレゴリオ暦)に改暦をなし、神代を記した『日本書記』「辛酉年の春正月の庚 辰の朔に、天皇、橿原宮に即ち帝位す。是歳を天皇の元年とす」(坂本太郎・井上光貞・家永三郎・大野晋 『日本書記(→)』(岩波書店、1994 年)240 頁)とした日を 1 月 29 日とし、後に 2 月 11 日に改められました (1874 (明治 6) 年太政官布告 344 号、1879 (明治 12) 年太政官布告 27 号で改正)。いつの時代も暦を支配 する権力の存在は強大で個人の自由を凌駕する力を宿します。これはなにも過去に限った話しではなく、ロー マ暦・ユリウス暦・グレゴリオ暦と変遷を重ねたカレンダーの 10 月がオクトーバー(octo はラテン語で「第 8 の」という意味)と呼ばれる現代に生きる我々にとっても同じで、常にその時代の特性を検証し、善いとか悪い とかの問題ではなく、目の前の事象を現存の憲法上の権利・自由の問題として、憲法学的視座の下に捉え直す 実践が求められているのではないでしょうか。講演では国教樹立禁止原則の意義も論じました。マニアックな 内容であったにも拘らず会場の反応は非常に良く、質疑応答では教科書でおなじみの判例に直結するテーマが 取り上げられ、机上で学んだ数々の事例について私自身も沢山勉強させていただきました。なかには 2002 年 の佐賀地裁判決(判例時報第1789号113頁)など、自治会による神社管理費の徴収が信教の自由を侵害する 事例となることについても話題が尽きることはありませんでした。自由が保障された大学空間から飛び出て、 現実の社会で憲法を語り合う良い実践ができました。今後もアウトリーチ人権講座をよろしくお願いします。